連携室だより

北海道社会事業協会小樽病院 地域医療福祉連携室 小樽市住ノ江 1-6-15 TEL0134-21-5717 (直通) 第 9 号 平成 23 年 4 月 30 日発行

入院時に医療費がどのくらいかかるのか不安になることはありませんか? 知っておくと便利な制度についてご紹介します。

高額療養費と限度額認定証について。



高額療養費とは

1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額を超えたときは、超えた分が被保険者の請求により払い戻されます。(食事代や保険適用外の費用は含まれません。)

《70歳未満の自己負担限度額》

 	自己負担限度額	過去 12 ヶ月間で自己負担限度額 超えが 3 回以上あった場合 4 回目からの自己負担限度額
低所得世帯 (住民税非課税世帯)	35. 400円	24. 600円
一般世帯	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44. 400円
上位所得世帯 (年間所得が 600 万円以上など)	150,000円 +(総医療費-500,000円)×1%	83. 400円

入院請求額の支払いをしてから払い戻しの手続きをすると、 2~3ヵ月後に自己負担限度額を超えた金額は戻ってきますが、 一時的な負担は大きくなってしまいます。



そこで・・・

『限度額適用認定証』の手続きをして医療機関へ提示すると

支払いは自己負担限度額までになります。(食費と保険適用外費用はかかります)

<手続き方法>

☆ 国民健康保険の方

各市役所・役場等の国民健康保険の窓口で手続きをします。(保険証・印鑑など必要) 小樽市は、小樽市役所 国保年金課(15番窓口)

☆ 協会けんぽの方

『健康保険 限度額適用認定申請書』に記載の上、入院される方の被保険者証の写しをつけて郵送で手続きが出来ます。(低所得者用の申請の際は、非課税証明等の添付も必要です。) 直接、支部窓口(北海道支部は札幌です)で手続きすると即時発行も可能です。



各種書類についての質問や申請の相談は、 2階、循環器科隣にある<mark>地域医療福祉連携室</mark>へ お気軽にお越しください。

☆70歳以上の方の入院時高額療養費制度

保険証を入院先医療機関に提示すると手続きをしなくても窓口負担は、自己負担限度額(一般 44,400円、食事代や保険適用外の費用は含まれません。)までになります。但し、住民税非課税世帯の方は、『限度額適用・標準負担減額認定証』の申請をすると、自己負担額が減免されます。

	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)	外来自己負担限度額 (個人単位)
低所得世帯 I (年金収入 80 万円以下等)	15,000円	8,000円
低所得世帯Ⅱ	24,600円	
一般世帯	44, 400円	12,000円
現役並み所得世帯	80,100円 + (総医療費—267,000円)×1%	44, 400円

☆外来の医療費は、そのつど窓口で 1 割負担(前期高齢者も平成 24 年 3 月まで「1割」で据え置き)となります。上記外来自己負担限度額を超えた分は、高額療養費の還付対象になります。 詳しくは、お気軽に地域医療福祉連携室へご相談ください。

こうがくりょうようひじゅりょういにんばらい高額療養費受領委任払

平成 22 年より小樽市の国保の方で、外来での支払いが高額になり、窓口負担が高額療養費を超える場合、ご本人と病院で委任手続きをすることにより、病院窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えられる方法です。

(詳しくは地域医療福祉連携室へお問い合わせ下さい)



平成23年4月1日から赴任した



循環器科医師 外 科 医師 小児科 医師 やまもと 山本 銀河 たばた の はある はの こうへい 西野 百平



編集後記: すっきりしない天候ですが、春ですね♪ 桜はもちろん水仙やチューリップなど色々な花が咲いています。たまには、ゆっくり歩いてみるのもいいですね。いつもと違う景色に会えるかも… (や)

